



【coffee break】 2011.6.17

被災者の相続放棄は熟慮期間にご留意下さい

本日、こちらの法律が成立しました。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」

- ・ 公布日：平成 23 年 6 月 21 日
- ・ 施行日：平成 23 年 6 月 21 日

民法では、相続の承認又は放棄をする期間が「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内」と規定されております（民法第 915 条）。

しかし、3 月 11 日から既に 3 か月が経過している現在、被災地の復興状況を見るに、相続放棄の手続きを行うことは極めて困難です。

- ・ 相続財産の確定（特に債務の発見）が困難
- ・ 手続きに必要な書類を揃えることが困難
- ・ 精神的不安定な中で、合理的な判断を行うことが困難

本日成立した法律は、この熟慮期間 3 か月を「1 年」に延長する内容です。

・ 平成 22 年 12 月 11 日以降に自分が相続人となったことを知った人について、相続の承認又は放棄をすべき熟慮期間を平成 23 年 11 月 30 日まで延長する。

- ・ 適用区域は被災地。
- ・ 相続人が東日本大震災の被災者であること

こちらの詳細については、私も所属しております「絆の会」のメンバーである弁護士白木麗弥先生のコラムが大変分かり易いので、ご紹介させていただきます。

【絆・火曜コラム】相続放棄の熟慮期間

<http://ameblo.jp/kizunanokai/entry-10922509160.html>

相続放棄の熟慮期間 速報

<http://ameblo.jp/kizunanokai/entry-10926410044.html>

弊事務所もただいま被災地の方の相続案件を 1 件担当させて頂いております。改正情報などを素早くキャッチし、被災地の方のご負担が少なくなるような適切なサービスを提供してまいります。

今後とも宜しく願い申し上げます。